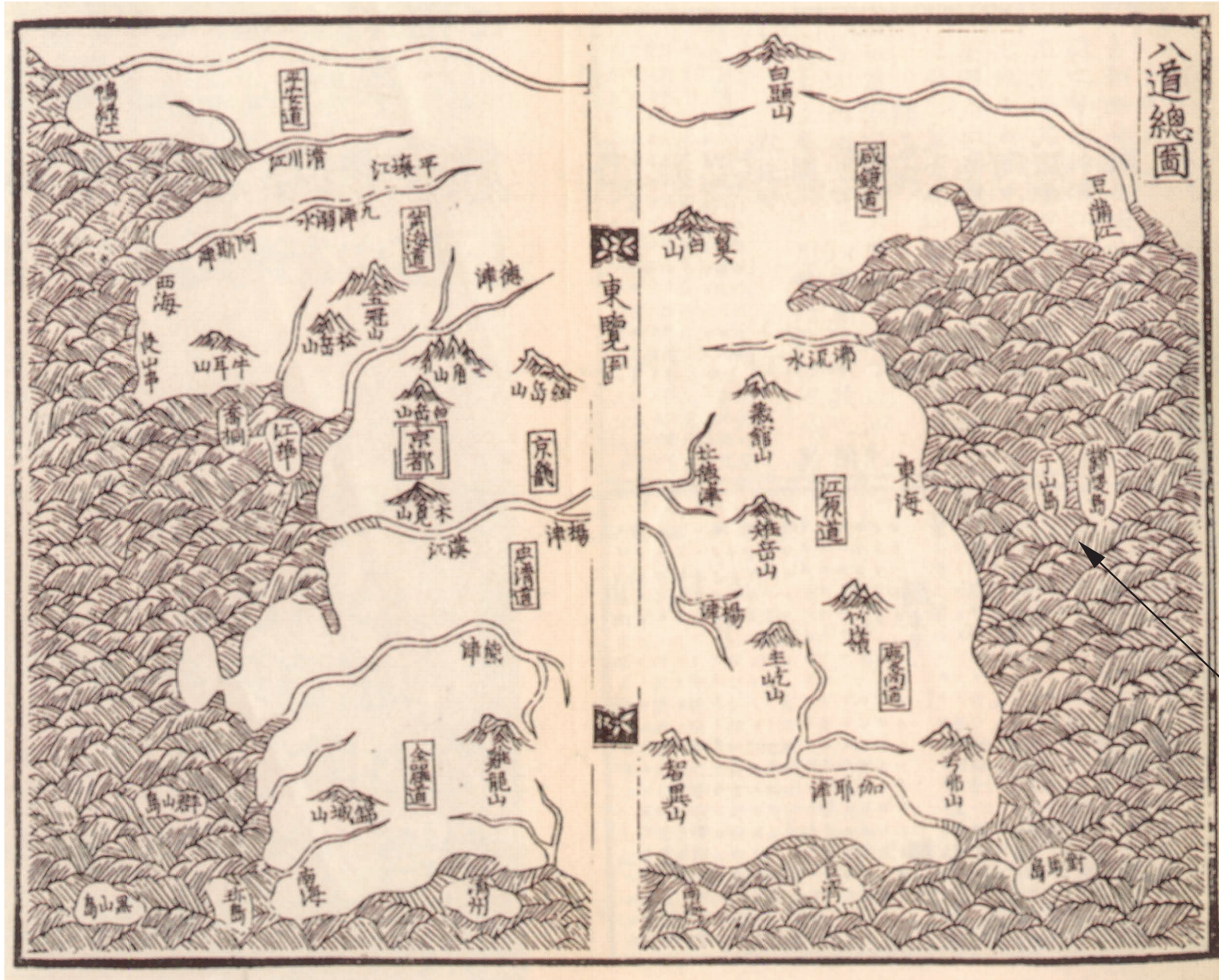


# 韓国・鬱陵島視察入国拒否 (平成23年8月1日)



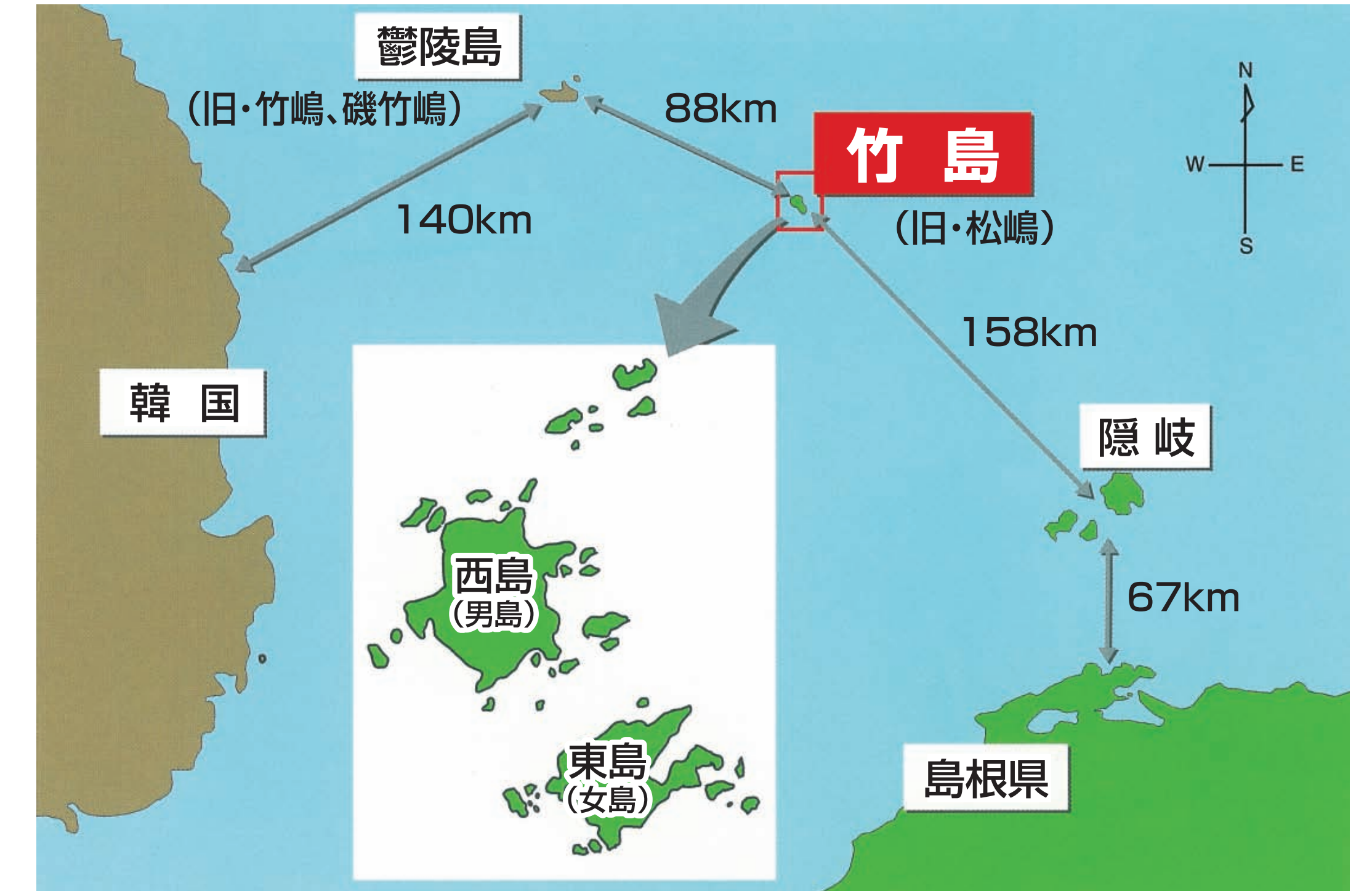
産経新聞 2011年8月2日 (火)  
朝刊 1ページより

# 1530年 李氏朝鮮 「新增東国輿地勝覧 八道総図」 (朝鮮王朝作成)



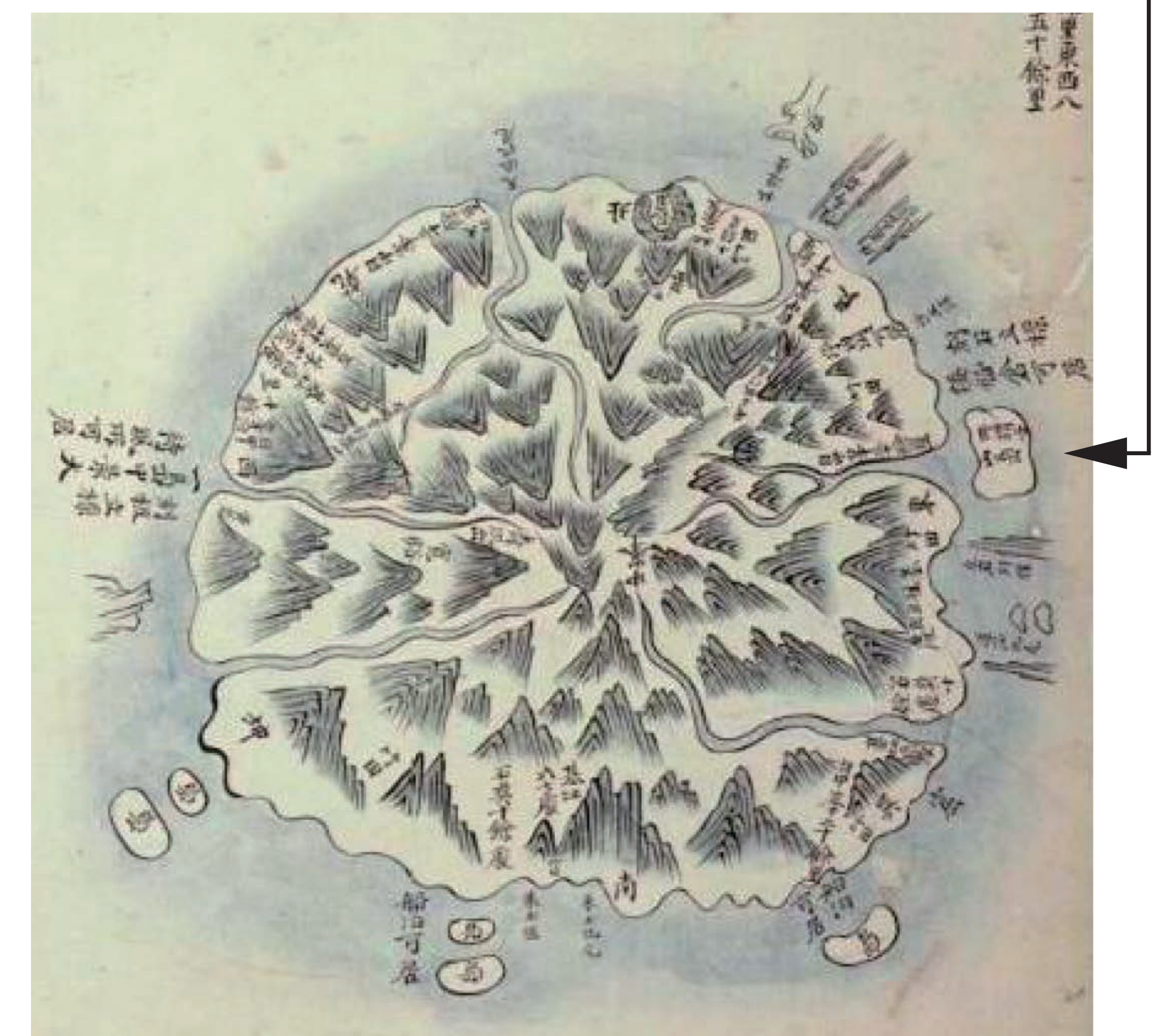
- ・ 韓国は、鬱陵島西側の「于山島」を現在の竹島（韓国名・独島）と主張。
- ・ 鬱陵島は73km<sup>2</sup>（世田谷区 58km<sup>2</sup>）より大きい、竹島は0.20km<sup>2</sup>。（日比谷公園とほぼ同じ面積）
- ・ 竹島は2つの島（東島・西島）で構成され、鬱陵島の南東88km先にある。
- ・ 于山島と竹島は、位置・面積・形状 すべて異なり、同一島でないことは明白。

## 鬱陵島と竹島の位置図



## 18世紀中期 「鬱陵島図」 ソウル大学校 奎章閣所蔵

- ・ 鬱陵島に近接して「所謂于山島」とあり
- ・ この地図の于山島は鬱陵島の北東2kmに位置する竹島（=チクトウ）を指す。



## 江戸時代の竹島 1696年(元禄9年)

### [小谷伊兵衛より差出候竹嶋之絵図] (鳥取県立博物館蔵)

- ・ 1696(元禄9)年、江戸幕府の求めに応じて鳥取藩から提出された絵図の写し。
- ・ 島根半島から隠岐諸島、松嶋(現在の竹島)、そして、磯竹嶋とも呼ばれた竹嶋(現在の鬱陵島)の位置関係が正しく描かれている。
- ・ 松嶋には「船すへ場(=船着場)」の記述と小屋の絵が見られる。

⇒竹島では、江戸幕府の許可のもと、経済的活動を営んでいたことが確認できる。



鬱陵島

竹島

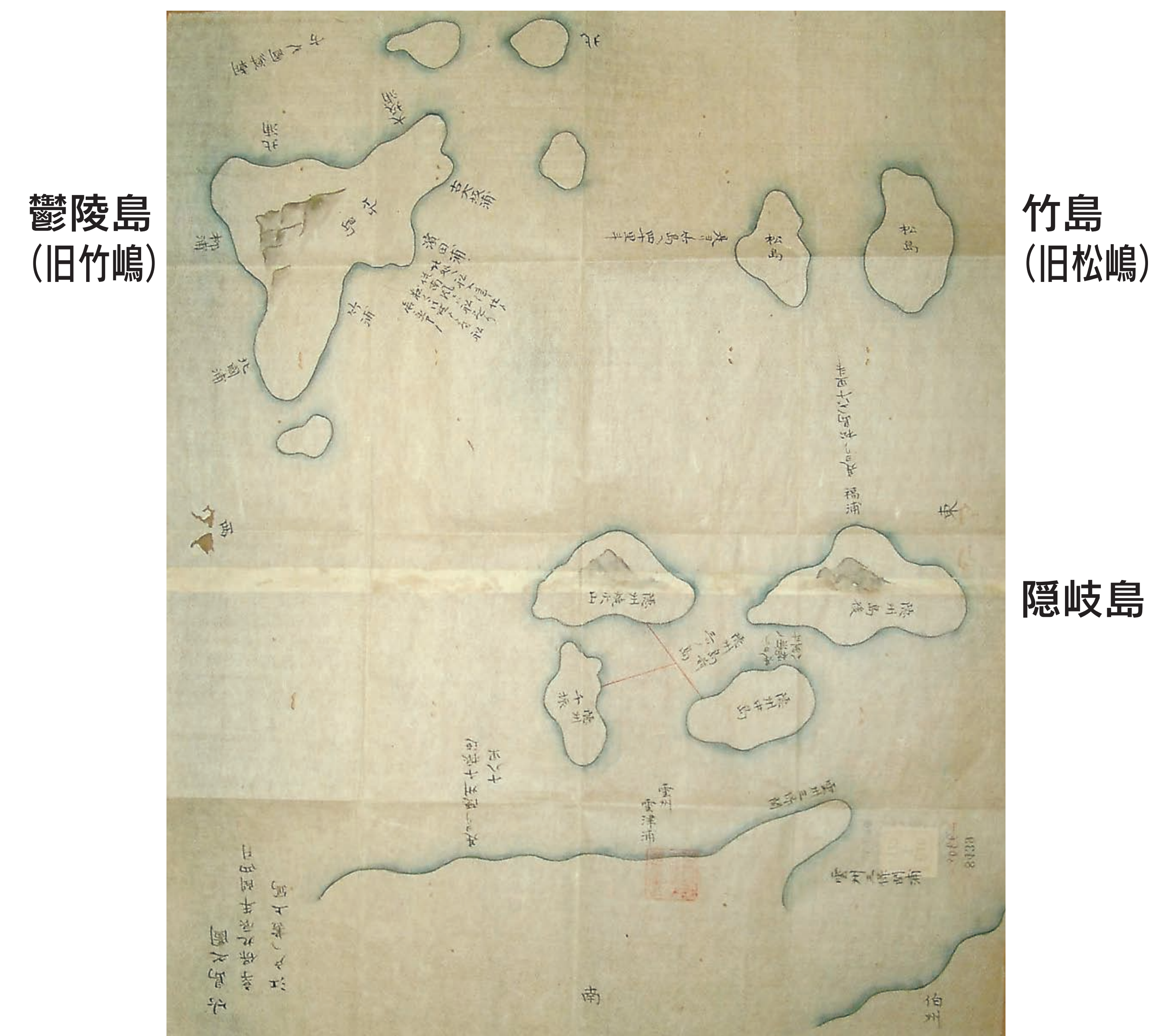
隠岐島

## 大谷家旧蔵「竹島渡海船の船印」(葵御紋入り) (米子市立山陰歴史館所蔵)



大谷家竹島渡海船の  
葵御紋入り船印  
(米子市立山陰歴史館)

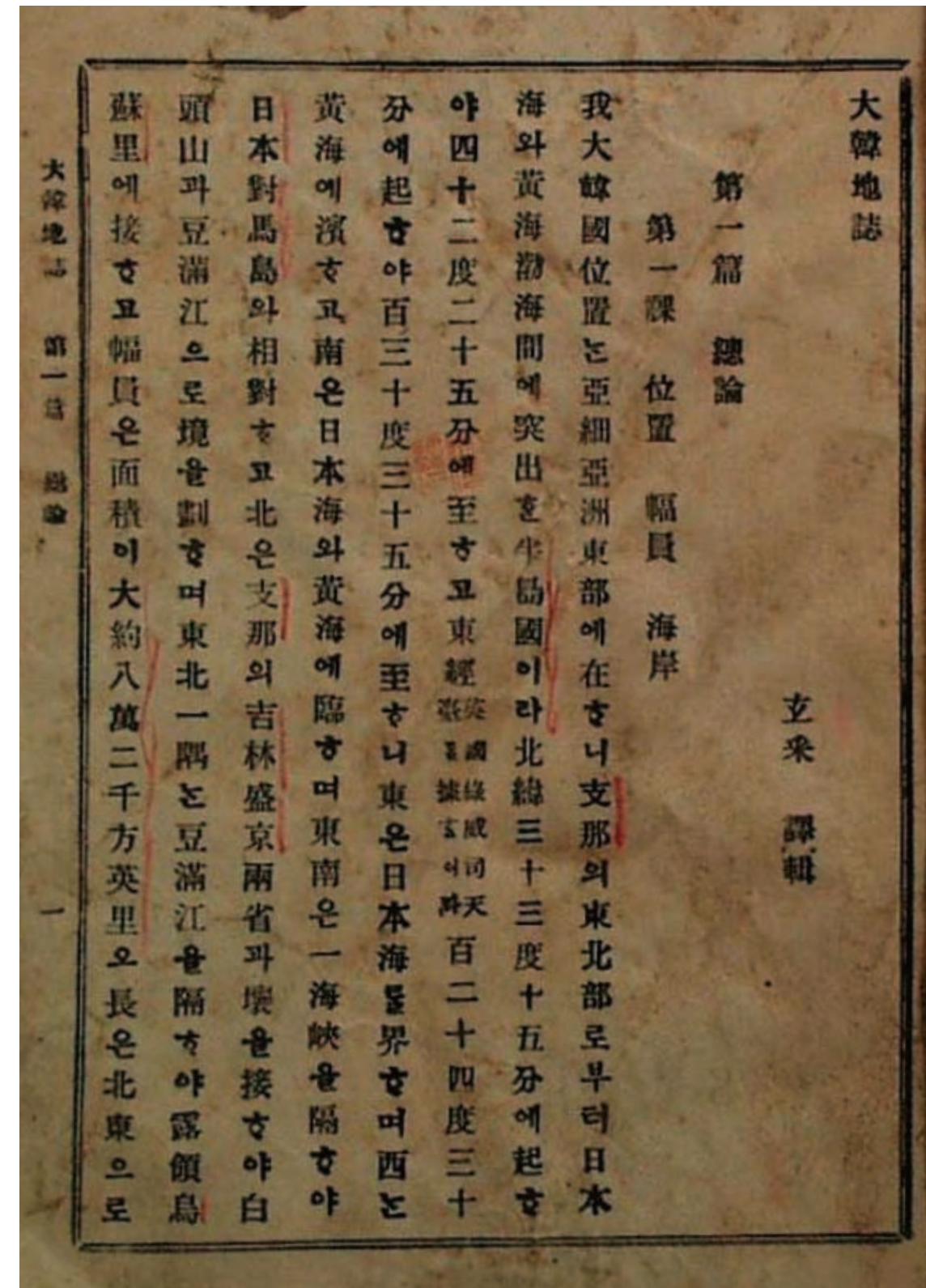
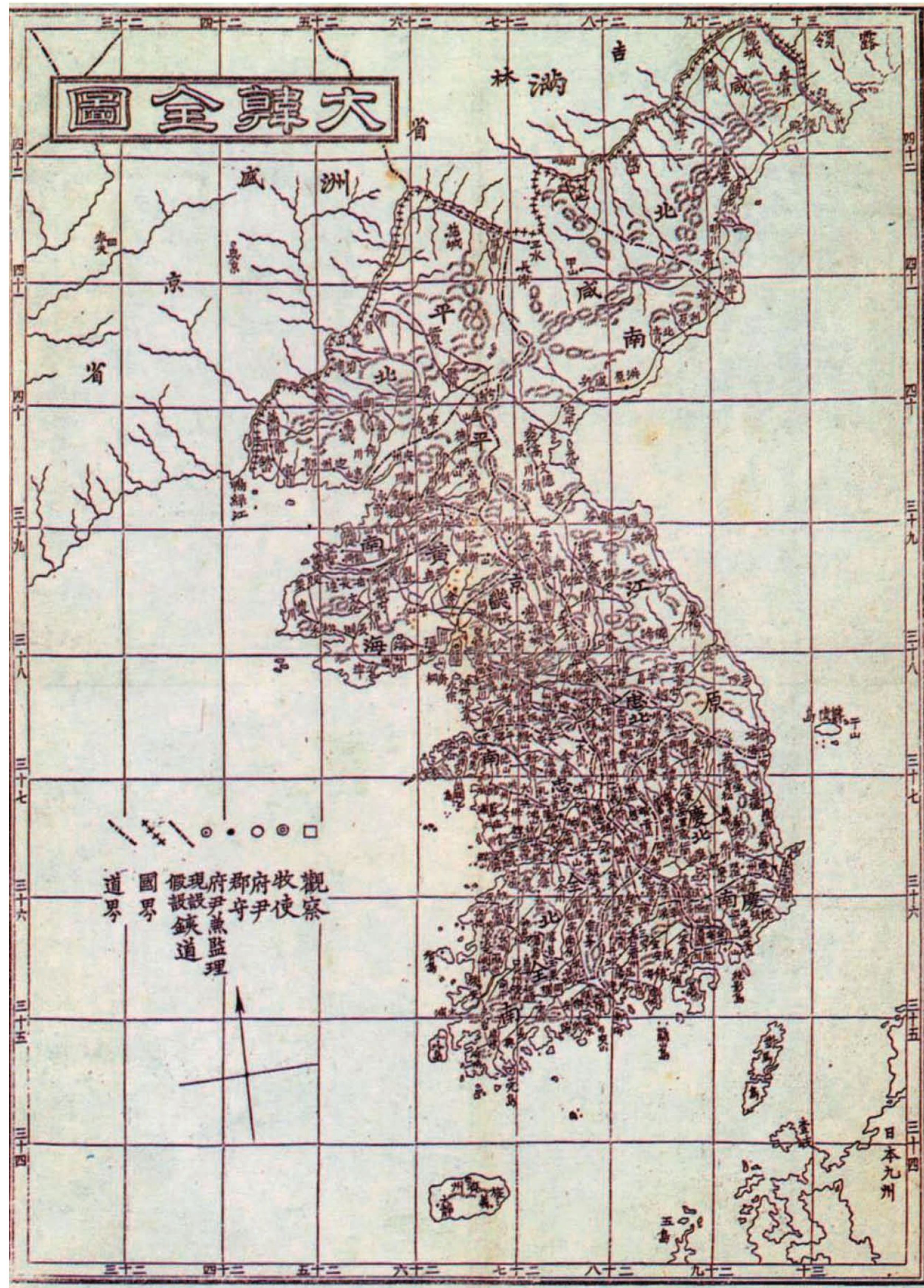
## 1724年(享保9年)「竹嶋之図」 (鳥取県立博物館所蔵) ※幕府提出の絵図の写し



鬱陵島  
(旧竹嶋)

竹島  
(旧松嶋)

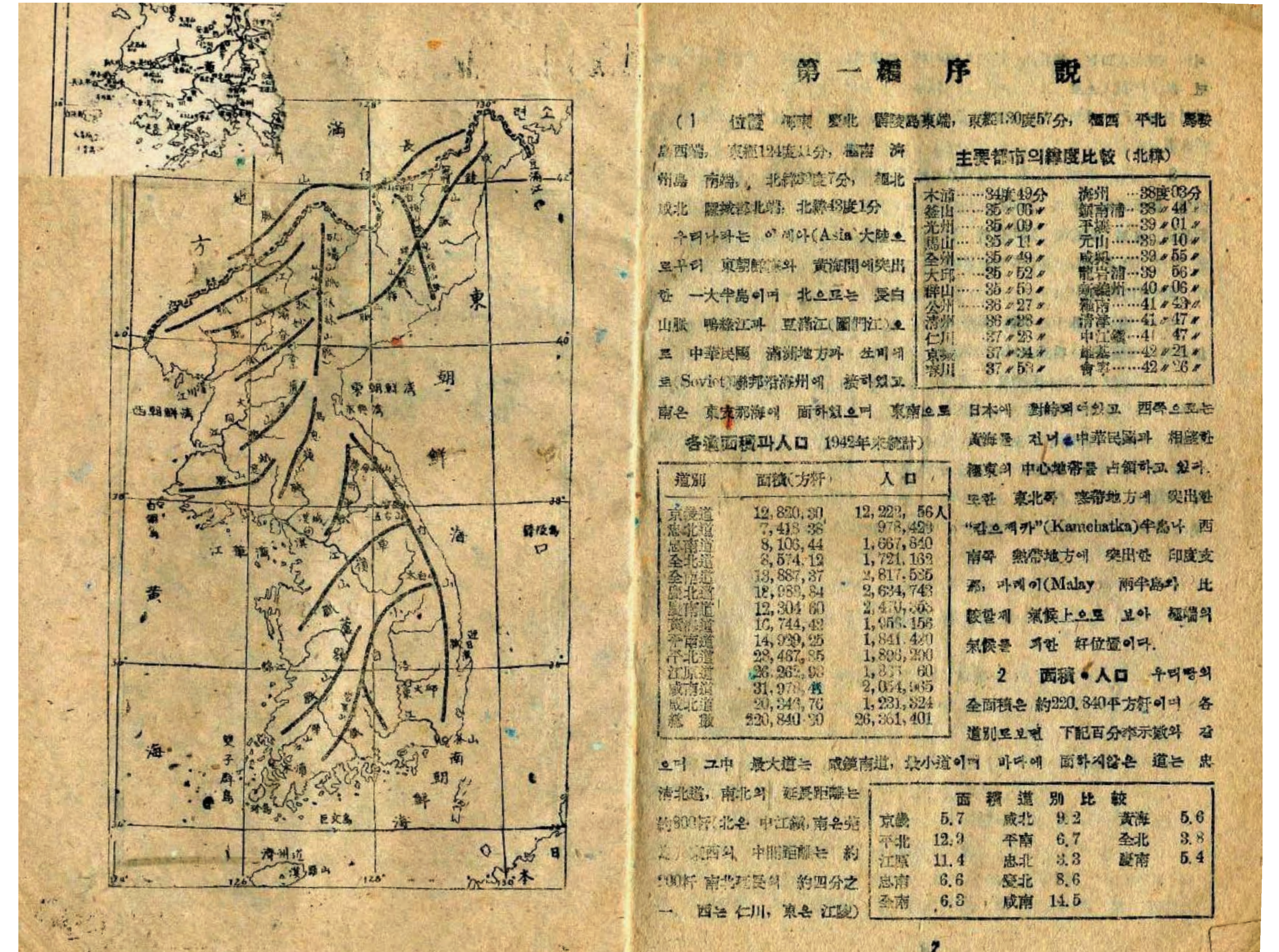
隠岐島



日韓併合前の大韓帝国  
地理教科書  
『大韓地誌』(1899年)  
總論 (位置)

- ・ 歴史学者玄采が記す。
- ・ 序は大韓帝国の学部編輯局 (=文部省に相当)の局長(李圭桓)が記す。
- ⇒教科書の刊行に大韓帝国が関与。

- ・ 大韓帝国の東限を 東経130度35分と記している。
- ⇒実際の竹島の経度は東経131度52分。
- ⇒竹島は大韓帝国の領域に入っていない。
- ・ 「大韓帝国は日本海と黄海に囲まれる」と記載される。
- ⇒現在韓国側が主張している「東海」、「西海」は使用されず。

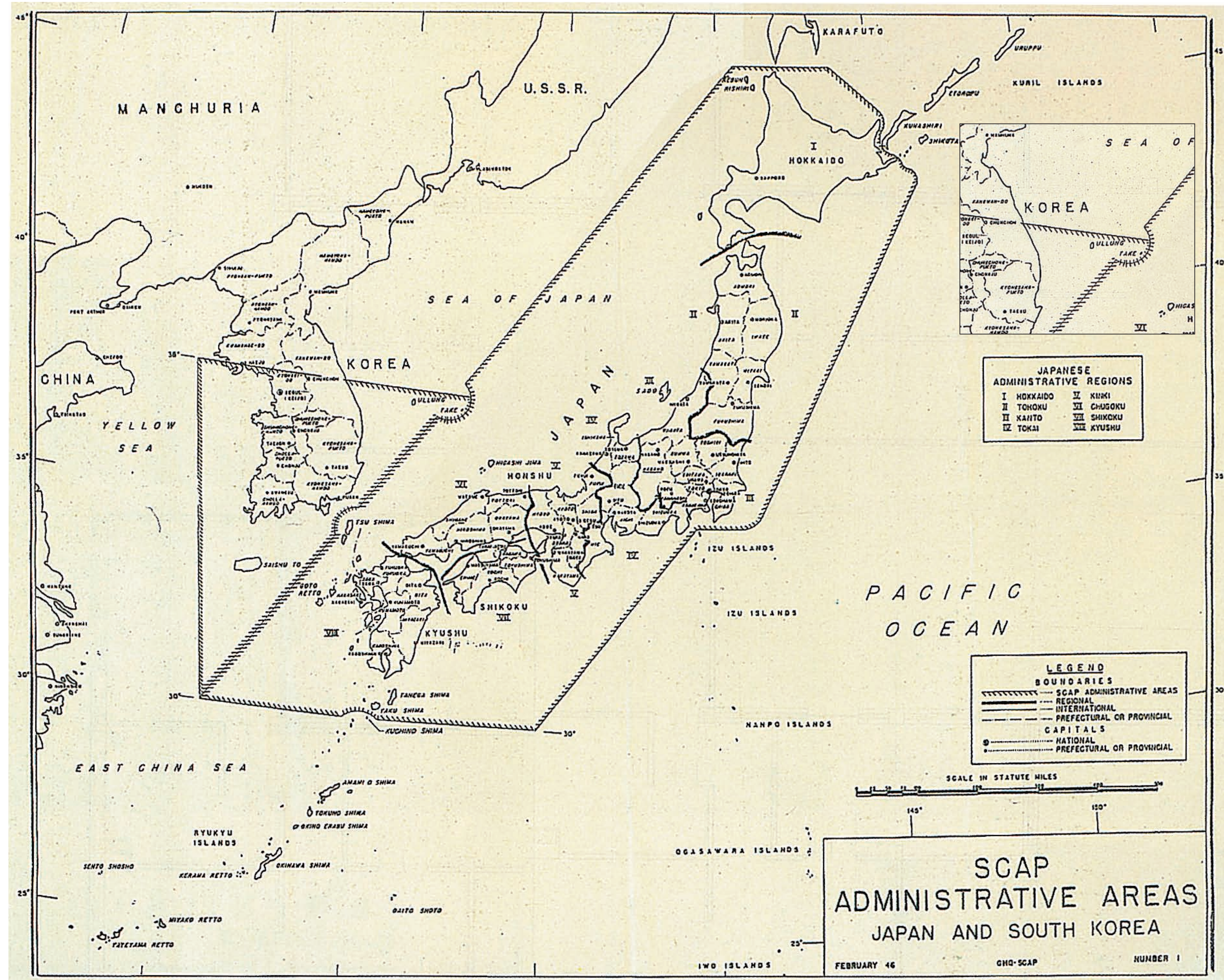


- ・ 戦後初めて刊行された韓国の中学校の地理教科書。
- ・ ソウル近郊の景福中学校教諭など3名の執筆。
- ・ 朝鮮全図が収録されているが、東端は鬱陵島まで。
- ・ 竹島(韓国名 独島)は名称、位置も記載されず。
- ・ 韓国の東端を「極東 慶北鬱陵島東端 東経130度57分」とし、竹島(東経131度52分)を含めていない。
- ・ 韓国側の主張。

1945年9月マッカーサーラインによって、日本の漁船区域操業区域が制限され、竹島は日本の範囲外とされた。1946年1月連合軍司令部の訓令677号で、竹島は暫定的に日本の行政区域から外され韓国領となった、と主張。⇒しかし、その後の1946年に刊行した韓国の教科書でも、竹島は韓国領とせず。1952年4月サンフランシスコ平和条約で竹島は日本領と決着。

# マッカーサーによる暫定行政区域の設定

1946 (昭和21) 年1月29日設定



韓国・国立中央博物館編「行ってみたいわが領土、独島」、韓国・国立中央博物館、2006年より引用

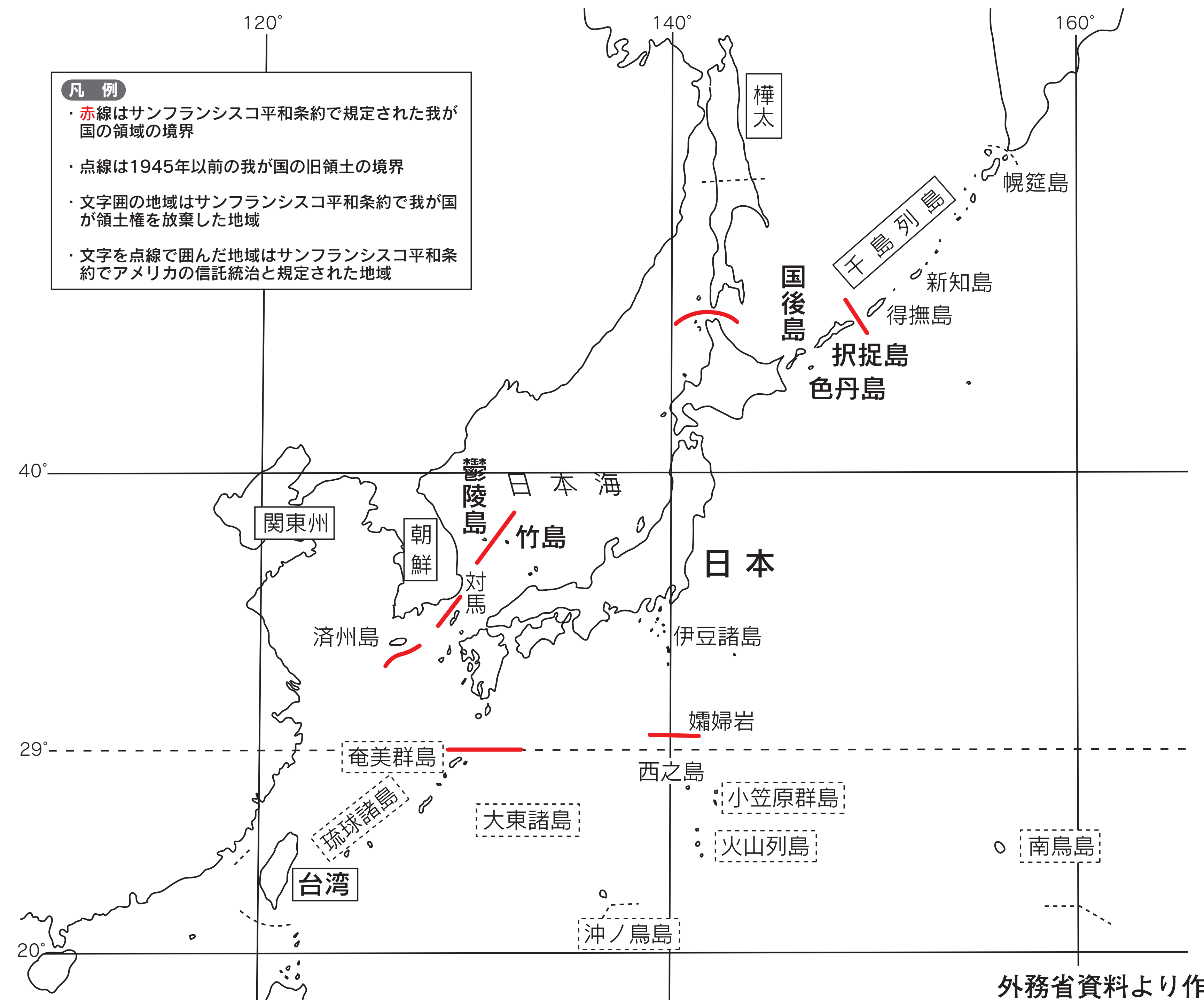
## 第二次大戦直後の竹島

○SCAPIN第677号 (連合軍司令部覚書)

1. 1946(昭和21)年1月29日、連合軍司令部はSCAPIN (連合軍司令部覚書) 第677号をもって、一部の地域に対し、日本国政府が政治上または行政上の権力を行使すること及び行使しようと企てることを暫定的に停止するよう指令しました。
2. その第3項では、この指令において、日本の範囲に含まれる地域として、日本の四主要島嶼(北海道、本州、九州、四国)及び対馬諸島、北緯30度以北の琉球(南西)諸島(口之島を除く)を含む約1千の隣接小島嶼を含むものと規定されました。また、日本の範囲から除かれる地域として、鬱陵島や済州島、あるいは伊豆、小笠原群島等に並び竹島も列挙しました。
3. 1946年2月13日に行われた日本政府と連合軍司令部との会談で、連合軍司令部側は、SCAPIN第677号は、単なる連合軍側の行政的便宜のために設定されているに過ぎず、領土問題とは何ら関連がなく、領土問題は後日の講和会議で決定されるべき問題であると明確に回答しています。実際、後の1951(昭和26)年9月にサンフランシスコで講和会議が開催され、9月8日サンフランシスコ平和条約が署名されました。
4. 1952(昭和27)年4月28日には、サンフランシスコ平和条約の発効により、SCAPIN第677号といった行政権停止の指令等も必然的に効力を失うこととなりました。

# サンフランシスコ平和条約で確定した日本の領土

1951 (昭和26) 年9月8日署名 1952 (昭和27) 年4月28日発効



外務省資料より作成

## サンフランシスコ平和条約における竹島の扱い

1. 1951(昭和26)年9月8日に署名されたサンフランシスコ平和条約は、日本による朝鮮の独立承認を規定するとともに、日本が放棄すべき地域として「済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮」と規定しました。
2. この部分に関する米英両国による草案内容を承知した韓国は、同年7月19日、梁裕燦(ヤン・ユチャン)韓国駐米大使からディーン・アチソン米務長官宛の書簡を提出しました。その内容は、「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島、鬱陵島、独島及び波浪島を含む日本による朝鮮の併合前に朝鮮の一部であった島々に対するすべての権利、権原及び請求権を、1945年8月9日に放棄したことを確認する。」に置き換えることを要求するというものでした。
3. この韓国側の意見書に対し、米国は、同年8月10日、ディーン・ラスク極東担当国務次官補から梁大使への書簡をもって以下のとおり回答し、韓国側の主張を明確に否定しました。  
「・・・合衆国政府は、1945年8月9日の日本によるポツダム宣言受諾が同宣言で取り扱われた地域に対する日本の正式ないし最終的な主権放棄を構成するという理論を(サンフランシスコ平和)条約がとるべきだとは思わない。独島、または竹島ないしリアンクール岩として知られる島に関しては、この通常無人である岩島は、我々の情報によれば朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年頃から日本の島根県隠岐支庁の管轄下にある。この島は、かつて朝鮮によって領土主張がなされたとは見られない。・・・」  
これらのやり取りを踏まえれば、サンフランシスコ平和条約において、竹島は我が国の領土であるということが規定されていることは明らかです。